

## 議案第 27 号

北本市歯科口腔保健の推進に関する条例の制定について

北本市歯科口腔保健の推進に関する条例を次のように制定する。

平成 28 年 2 月 23 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

北本市歯科口腔保健の推進に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年法律第 95 号）第 2 条に規定する基本理念にのっとり、市が推進する歯科口腔保健<sup>くわう</sup>に関し、基本理念を定め、市、歯科医療等業務従事者等、保健等業務従事者等、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、歯科口腔保健を推進するための施策の基本的な事項を定めること等により、歯科口腔保健に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯科口腔保健 歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持をいう。
- (2) 歯科医療等業務 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務をいう。
- (3) 歯科医療等業務従事者等 歯科医療等業務に従事する者及びこれ

らの者で組織する団体をいう。

(4) 保健等業務従事者等 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の歯科医療等業務に関連する分野に係る業務に従事する者及びこれらの者で組織する団体をいう。

(5) 事業者 労働者を使用して市内で事業を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 歯科口腔保健の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

(1) 市民が生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。

(2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。

(3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野における施策との連携を図り、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、国及び埼玉県との連携を図りつつ、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、歯科口腔保健の推進に当たっては、歯科医療等業務従事者等及び保健等業務従事者等との連携及び協力に努めるものとする。

3 市は、事業者その他の者が行う歯科口腔保健に関する取組の効果的な推進を図るため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(歯科医療等業務従事者等及び保健等業務従事者等の責務)

第5条 歯科医療等業務従事者等及び保健等業務従事者等は、歯科口腔保健（歯の機能の回復によるものを含む。）に資するよう、相互に緊密な連携を図り、適切にその業務を行うとともに、市が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条第3項の規定により行う健康診断のほか、その使用する労働者の歯科口腔保健の推進を図るため、その使用する労働者が定期的に歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。以下「歯科検診」という。）及び必要に応じて歯科保健指導を受けること（以下「定期的に歯科検診等を受けること」という。）ができるよう職場環境の整備その他の必要な配慮をするよう努めるものとする。

(市民の責務)

第7条 市民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科検診等を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

(施策の基本的な事項等)

第8条 市は、歯科口腔保健を推進するため、次に掲げる事項を基本とする施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 市民が歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するために必要な事項
- (2) 市民が定期的に歯科検診等を受けることを促進するために必要な事項
- (3) 乳幼児期における歯科疾患の早期発見及び早期治療並びに食育により培う健康な生活習慣の確立を図るために必要な事項
- (4) 学齢期における歯科疾患の予防及び早期発見並びに食育により培う健康な生活習慣の確立を図るとともに、自らの健康状態の自覚を促すために必要な事項
- (5) 妊娠中における歯科疾患の予防及び早期発見その他の母体の健康の保持及び胎児の健全な発育を図るために必要な事項
- (6) 高齢期における口腔機能の低下による誤嚥<sup>えん</sup>性肺炎、窒息事故等を防止するため、保健、医療及び社会福祉の関係者との連携による口腔機能の維持及び向上のために必要な事項

- (7) 障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診等を受けることが困難なものが定期的に歯科検診等を受けること又は歯科医療を受けることが困難なものが歯科医療を受けることができるようにするために必要な事項
- (8) 歯科口腔保健の観点からの食育並びに糖尿病、循環器疾患その他の生活習慣病対策及び喫煙による影響対策の推進に必要な事項
- (9) 8020運動（80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標とした歯科口腔保健の推進のための取組をいう。）等を活用した生涯にわたる歯科口腔保健についての関心と理解を深めるための取組の推進に必要な事項
- (10) 災害時における口腔内の衛生確保のための歯科検診、歯科保健指導等の応急的な措置を実施するために必要な事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健を推進するために必要と認める事項  
(財政上の措置等)

第9条 市は、歯科口腔保健に関する施策を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。